

# 五城目町耐震改修促進計画

[平成21年度～平成27年度]

平成21年3月

五 城 目 町 建 設 課

## 目 次

### 1. 計画の概要

(1) 計画の背景 .....	1
(2) 計画の目的 .....	1
(3) 計画の位置付け .....	1

### 2. 五城目町で想定される地震の規模及び被害の状況

(1) 想定される地震の規模 .....	3
(2) 想定される被害の状況 .....	3
(3) 地震災害に対する積雪の影響 .....	4

### 3. 住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標

(1) 住宅の耐震化の現状と目標 .....	7
(2) 公共建造物の耐震化の現状と目標 .....	8

### 4. 住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

(1) 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針 .....	10
(2) 民間木造住宅の耐震化の促進を図るための支援策 .....	10
(3) 公共建築物の耐震化の促進 .....	11
(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定 .....	11
(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定 .....	13

### 5. 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及

(1) 地震防災マップの作成・公表 .....	14
(2) 相談体制の整備および情報提供の充実 .....	14
(3) 耐震診断および耐震改修の技術者の情報提供 .....	14
(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導 .....	14
(5) 家具等の転倒防止策の推進 .....	14
(6) 町内会等との連携策・取り組み支援 .....	15

### 6. その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 建築関係団体による協議会の設置 .....	15
(2) その他 .....	15

# 1. 計画の概要

## (1) 計画の背景

平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大地震は、戦後初めて大都市を直撃した激震であり、大規模な都市災害が発生し、多くの建築物に被害が生じ、多数の貴重な人命が失なわれるという凄まじい自然の破壊力を見せつけました。

この震災の建築物の被害状況において、特に昭和56年の建築基準法改正による「新耐震設計法<sup>1</sup>」以前の建築物の被害が顕著であったことから、国民の生命、身体及び財産の保護を目的とし、建築物の耐震改修を円滑に推進するために「建築物の耐震改修の推進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)(平成7年法律第123号)」が平成7年10月27日に公布され、同年12月25日より施行されました。

平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。また、東海地震・東南海・南海地震及び首都直下地震などの発生の切迫性が指摘され、ひとたびそれらの大地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。

そこで国においては、平成18年から10年後(平成27年)に、死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという観点から、住宅及び一定規模以上の建築物の耐震化<sup>2</sup>を、現状の75%から90%にすることを目標としました。それを達成するために、耐震改修促進法の改正が平成17年11月7日に公布され、平成18年1月26日より施行されました。これを受けて、秋田県では平成19年3月、「秋田県耐震改修促進計画」(以下「県促進計画」という。)を策定しています。

本町では、昭和58年5月の日本海中部地震以来、大きな地震災害は発生していませんが、秋田沖はこれまでに大きな地震が発生していない「地震の空白域」に指摘されています。そこで、本町において、先述の背景と国の基本方針および県促進計画を踏まえ、「五城目町耐震改修促進計画」を策定することとしました。

1 昭和56年6月1日から施行された建築基準法の構造設計基準のこと。昭和56年以前に建てられたものは、それ以降のものに比べて地震に対する安全性が劣っている場合があると考えられます。

2 耐震改修、建替え等により、地震に対する安全性が確認された状態。

## (2) 計画の目的

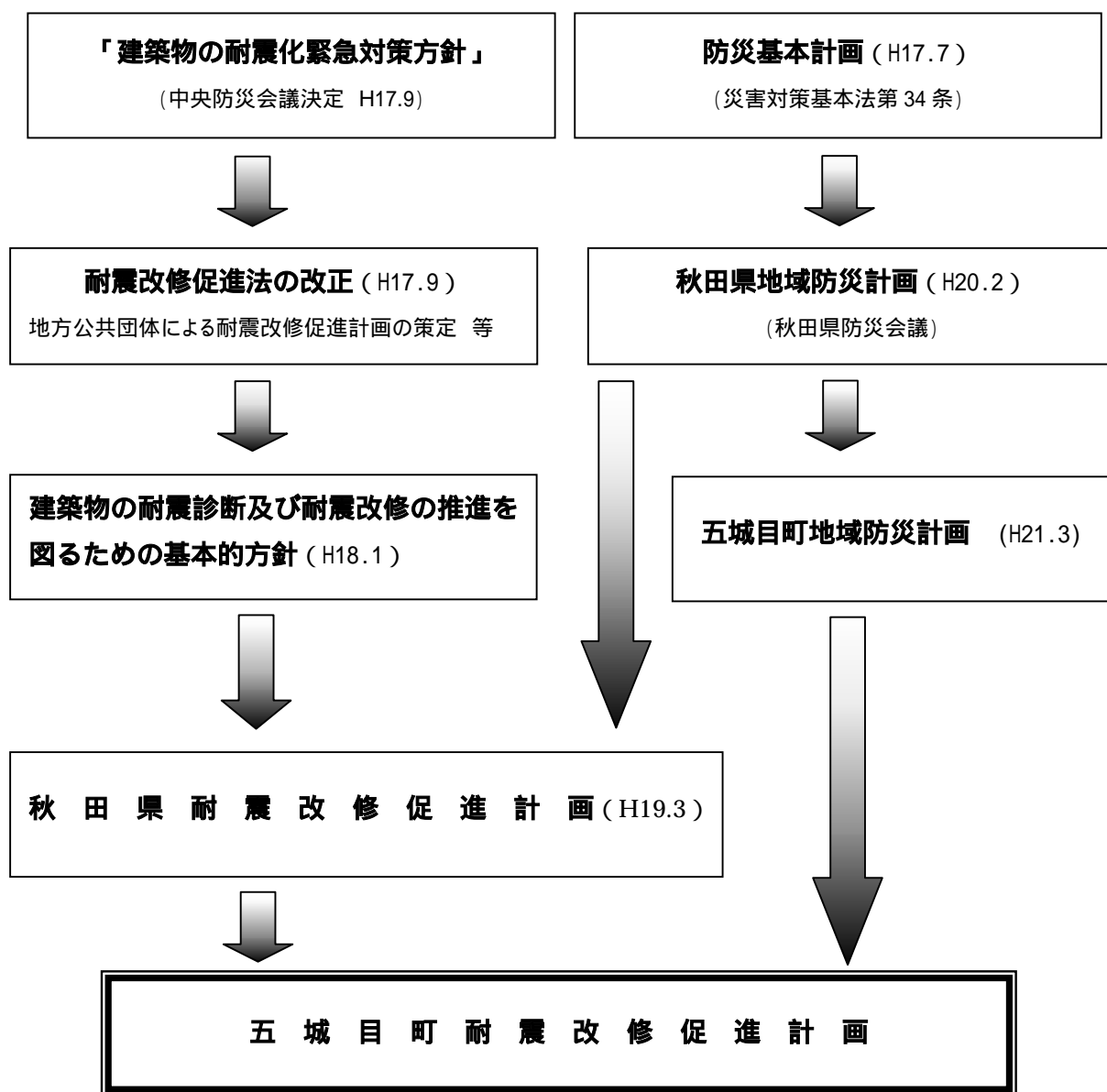
本町では、地震による建築物等の倒壊または損壊により生じる人的被害及び物的被害を防止・軽減させ、町民の安全・安心を確保し、既存建築物等の耐震化の促進を図るため、耐震改修促進法第5条第7項に基づく「五城目町耐震改修促進計画」(以下「町促進計画」という。)を定めます。

なお、本計画の計画期間を、平成21年度から平成27年度までの7年間とします。

## (3) 計画の位置付け

「町促進計画」は、国の基本方針に基づき策定された「県促進計画」(平成19年3月)を勘案して策定し、「五城目町地域防災計画」(以下「町防災計画」という。平成5年3月作成。平成21年3月修正)の基本施策との整合性を図りつつ定めるものです。

図1 - 1 耐震改修促進計画の位置付け



## 2. 五城目町で想定される地震の規模及び被害の状況

### (1) 想定される地震の規模

過去に本町周辺で発生した歴史地震で本町に存在する活断層および将来の地震発生に関する学術的知見を集約して「天長地震モデル」を想定地震とし、季節は積雪の影響のない春から秋で、時刻については居住者が概ね自宅に居て就寝していない午後7時から10時頃を前提としています。

#### 天長地震モデル

天長7年(830年)に、秋田市の北5kmを震源として発生したマグニチュード7.0～7.5の地震をモデルとし、秋田市の直下でマグニチュード7.2の地震が発生する場合を想定しました。

### (2) 想定される被害の状況

#### 建築物の被害の想定

建築物の被害は、振動による被害と液状化による被害を想定しました。

大破:倒壊および現状のままでは住めない状況

中破:そのままでも住める状況ではあるが、かなりの修復を必要とする状況

表2-1

	現状棟数 (注1)	大破棟数	中破棟数
木造建物	7,932	810(10.2%)	1,287(16.2%)
非木造建物	242	23 (9.5%)	19 (7.8%)
合計	8,174	833(10.2%)	1,306(16.0%)

注1:平成20年 1月 1日現在 五城目町固定資産税システム(概要調書)より

#### 人的被害の想定

居住人口を対として以下の人的被害を想定しました。

死亡者:地震の震動による構造物の倒壊に伴う圧死、地震火災による焼死など、地震による直接的な影響による死亡者。避難所で体調を崩して病死などは含みません。

重傷者:入院が必要とされる程度のけがを負った人

軽傷者:入院は必要としない程度のけがを負った人(実際の病院で手当を受けるのはこのうち3割)

被災者:地震によって住む家を失う住民。大破または焼失した家屋に住んでいた人

避難者:地震によって住む家を失ったり、あるいは修復して住めるようになるまで避難所に避難する住民

表2-2

居住人口(注1)	死亡者数	負傷者		避難者数	被災者数
		重傷	軽傷		
11,597	16	45	850	1,918	4,926

注1:平成20年 1月 1日現在:五城目町住民記録システム(概要調書)より

### (3) 地震災害に対する積雪の影響

前記の被害想定は、積雪による影響を考慮しませんでした。積雪は地震災害に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害する要因となるものと考えられます。多雪区域に指定されている本町においては、地震災害に対する積雪の影響を考慮する必要があります。

#### (ア) 過去の積雪期の地震被害

過去、本町に影響が及んだ積雪期における地震災害は、以下の2つがあります。

##### 天長地震(秋田城の地震)

- )発生年月日 天長7年(830年)2月3日
- )震 源 東経140.1度、北緯39.3度(追分西方)
- )規 模 M7.0～7.5
- )被害状況
- 建物被害 秋田城の城郭・官舎・四天王寺等転倒
- 人的被害 死亡者15人、負傷者100余人

##### 強首地震

- )発生年月日 大正3年(1914年)3月15日
- )震 源 東経140.4度、北緯39.3度(大沢郷付近)
- )規 模 M6.4(震度6)
- )被害状況
- 建物被害 全壊640戸、半壊575戸、一部損壊4,232戸
- 地震火災 住家3戸(強首2、淀川1)
- 人的被害 死亡者94人、負傷者314人

#### (イ) 積雪による被害の拡大

積雪は震災による被害を拡大させ、特に建物被害・人的被害を拡大させる要因となることが想定されます。

##### 建物被害の拡大

屋根上の積雪荷重により倒壊家屋が多く発生することが予想されます。

また、1階部分が周囲の積雪により支持され安定していることから、2階部分の被害が多発することも予想されます。これらの家屋は融雪とともに全壊へ進むものと考えられます。

##### 地震火災の拡大

家屋倒壊の増大と暖房器具の使用により、出火件数が増大することが予想されます。

また、各建物は大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想されます。

一方、通常の大火と異なり屋根及び建物の周囲に雪があるため、延焼速度は遅くなると予想されず。

### 雪崩の発生

地震動により、雪崩が同時多発することが予想されます。特に降雪が多く積雪が不安定の場合は表層雪崩の発生も懸念されます。

### 人的被害の多発

以上の要因により、家屋や雪崩の下敷き、地震火災による人的被害が増大する恐れがあります。また、屋根からの落雪や除雪等による雪壁の崩落などにより、歩行者・道路走行中の自動車に被害が及ぶ恐れがあります。

### (ウ) 応急対策阻害要因

積雪が震災時の応急対策の実施を阻害し、著しく困難にすることが想定されます。特に、情報活動・緊急輸送活動・消防救助活動・重要施設の応急復旧活動に重大な支障を及ぼすことが想定されます。

#### 情報活動の阻害

道路や通信施設の寸断・復旧の遅延等により山間地では孤立集落が多発することが想定され、また、積雪により被害状況の把握が困難となることが予想されます。

#### 緊急輸送活動

積雪時には除雪作業によって、道路上の雪が道路の両側に積み上げられることとなりますが、これらの雪壁は、多雪地や豪雪時においては高さが3mを越えることも珍しくはありません。

これらの雪壁が地震時に各所で崩落し、道路の交通麻痺や人的被害の発生をもたらす、緊急輸送活動を著しく困難にすることが予想されます。

#### 消防活動

消防車の通行障害や消防水利の利用障害等により、消防隊の活動は著しく困難になると予想されます。

#### 救助活動

倒壊家屋が大量に発生することが予想されますが、屋根に積雪があることから、埋没者の発見・救出は非常に難しくなると予想されます。また、埋没者の救出が遅れた場合には凍死者が発生することも考えられます。

#### 重要施設の応急復旧活動

復旧は除雪しないと被害箇所まで到達できないことや、地下埋設管を掘り出せないことなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため、短時間の復旧は極めて困難となることが予想されます。

### (エ) 応急対策需要増加要因

罹災者、避難者の生活確保や除雪作業等の面で応急対策需要を増加させることが予想されます。

罹災者、避難者の収用施設に対し暖房が必要不可欠であり、暖房器具・燃料等の大量の需要が見込まれます。また、毛布・被服等生活必需品も相当数必要になります。

応急仮設住宅も積雪のため早期着工は不可能であり、避難生活も長期化することが予想され、罹災者、避難者の生活確保ための対策も長期化・大量化することが予想されます。

### 除雪

地震後も降雪が継続した場合、全ての応急対策は毎日除雪作業から始まることとなり、多大な労力を雪処理に費やすことになります。

また、通常除雪作業にあっていた人々の大部分が何らかの形で罹災することとなり、除雪作業員の確保が困難となることも考えられます。



(広報「ごじょうめ」より)

このように、積雪期の地震は通常時の地震と全く異なる様相を示すことから、より長期・多大な地震被害を地域社会に与えるものと予想されます。

### 3. 住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標

#### (1) 住宅の耐震化の現状と目標

平成15年の住宅・土地統計調査および国における住宅の耐震化の状況を参考とした場合、本町の住宅について、平成19年度末現在、総数約3,800戸(居住世帯)のうち、約2,300戸(約61%)の住宅が耐震性を有していると推計されます。また、耐震改修による耐震化のペースは、年間約32戸と推計されます。

本町では、地震による人的被害および物的被害を軽減するため、耐震性を有している住宅を平成27年度末までに76%とすることを目標とします。

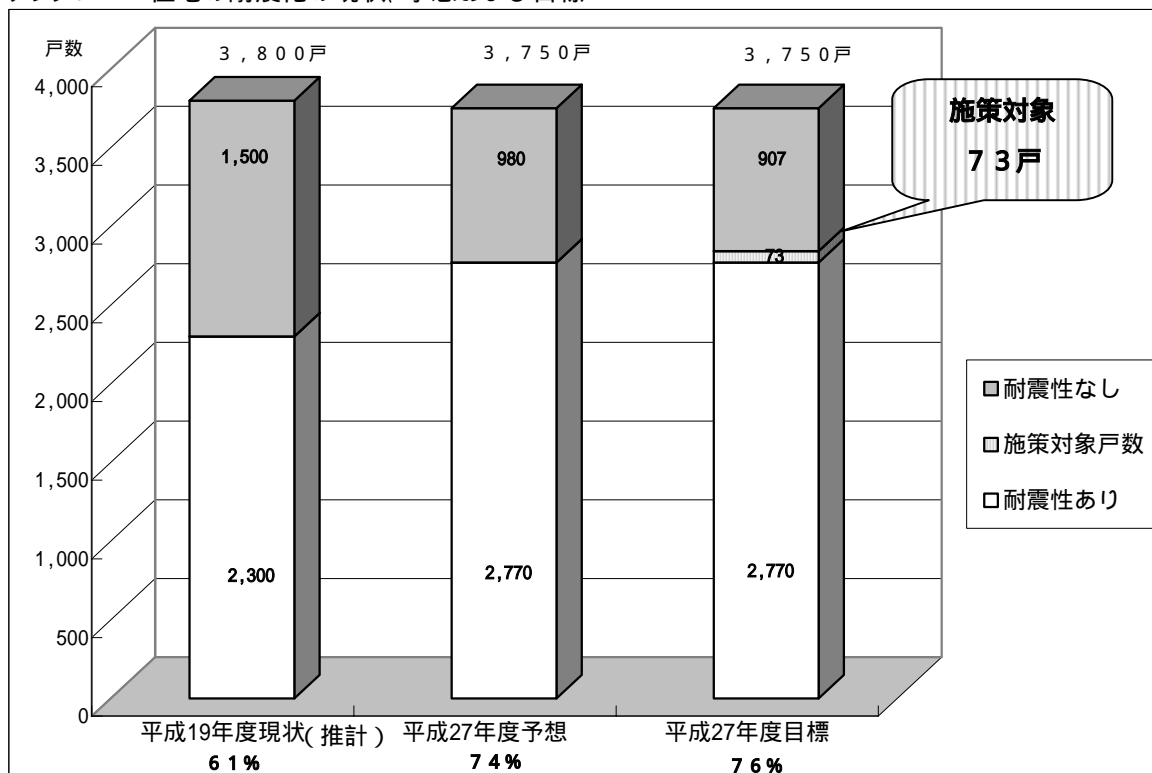
現状のペースで耐震化(改築・新築含む)が進んだ場合、平成19年度末時点の耐震性を有している住宅の推計約2,300戸から、平成27年度末時点では推計2,770戸になります。

今後、目標を達成させるためには、住宅の耐震改修のペースを現状の約1.3倍の年間10戸とすることが必要となります。(73戸÷7年)

国の目標 - 90%(住宅・建築物の地震防災推進会議の提言 平成17年6月)

県の目標 - 80%(県促進計画 平成19年3月)

グラフ3 - 1 住宅の耐震化の現状、予想および目標



なお、目標の達成状況は、3年ごと(前期・後期)に目標の進捗状況を検証し、推進するものとします。

## (2) 公共建造物の耐震化の現状と目標

公共建築物は、災害時に学校は避難場所等として、病院は災害による負傷者の治療する場所として、庁舎では被害情報収集や災害対策等が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、公共建築物の耐震化を速やかに進める必要があります。

このことから、本町の所有する多数の者が利用する特定建築物（以下「町所有特定建築物」という。）の耐震診断および耐震改修を速やかに行う必要があり、施設を利用する町民に対して、耐震性能等について周知を行う必要もあります。

平成19年度末現在、町所有特定建築物の耐震診断の実施状況は、表3-1のとおりであり、耐震性能を有する棟数の占める割合は、学校等が約11%、庁舎等が約33%となっております。

本町においては、公共建築物のうち主要な施設は災害発生時における避難、救護、復旧対策等の防災施設等の拠点となるものであり、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、町所有特定建築物については、平成27年度までに100%耐震化することを目標とします。

なお、対象以外の施設についても、平常時の利用者の安全確保、並びに災害時には避難、救護等の防災拠点施設といった用途等なりうることを考慮し、耐震診断の実施に努め、必要に応じて耐震改修等を実施するなど耐震化を図ります。

県所有特定建築物の目標 - 100% (県促進計画 平成19年3月)

表3-1 町所有特定建築物の耐震化の現状

平成20年3月末現

在(棟)

	総数 a	新耐震棟数 b	旧耐震棟数 c	耐震診断実施棟数 d	耐震性が確認された棟数 e	耐震改修実施棟数 f	耐震化率 (b+e+f)/a
学校等	18	2	16	0	0	0	11%
庁舎等	3	0	3	1	0	1	33%
計	21	2	19	1	0	1	14%

旧耐震棟数: 昭和56年以前に建築された特定建築物

新耐震棟数: 昭和57年以降に建築された多数の者が利用する特定建築物と同規模の建築物

学校については、構造別、用途別に分割される棟ごとで表示しています。

表3 - 2 特定建築物の一覧

法	用 途	特定建築物の規模要件
耐震改修促進法第6条第1号	学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校(高校、大学)	階数3以上かつ1,000㎡以上
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上
	ポーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ 500㎡以上
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	郵便局、保健所、税務署、その他これに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上
	第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 詳細は次頁参照
第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物

## 4. 住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

### (1) 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。本町は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や費用負担軽減の制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取り組み方針とします。

### (2) 民間木造住宅の耐震化の促進を図るための支援策

木造住宅の耐震化は、所有者等の責任において実施すべきことですが、耐震診断および耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であり、相当の費用が必要となります。そのため、耐震化を促進するうえでは、所有者等の費用負担の軽減を図る方策が有効であります。

#### 耐震診断および耐震改修に対する補助制度

本町は、目標である耐震化率76%を達成されるため、昭和56年5月以前に建築された木造戸建住宅について、国の「住宅・建築物耐震改修等事業」等を活用した耐震診断および耐震改修に対する補助制度の創設に努めます。

#### 耐震改修促進税制の活用

建築物の耐震化を促進するための施策として、平成18年度の税制改正により「住宅・建築物に係る耐震改修促進税制」が創設されました。これは、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物の耐震改修を行った個人および法人が受けることができる特別控除や減額措置、特別償却等の措置を定めたものです。

#### ア 住宅に係る固定資産税の減額

昭和57年1月1日以前から所在する住宅を、現行の基準に適合する耐震改修を行い、当該耐震改修に要した費用が1戸あたり30万円以上であった場合、当該住宅に係る固定資産税額(120㎡相当分まで)が以下のとおり減額されます。

- ・平成18年から平成21年に耐震改修が完了した場合：3年間 1/2に減額
- ・平成22年から平成24年に耐震改修が完了した場合：2年間 1/2に減額
- ・平成25年から平成27年に耐震改修が完了した場合：1年間 1/2に減額

#### 地震保険の活用

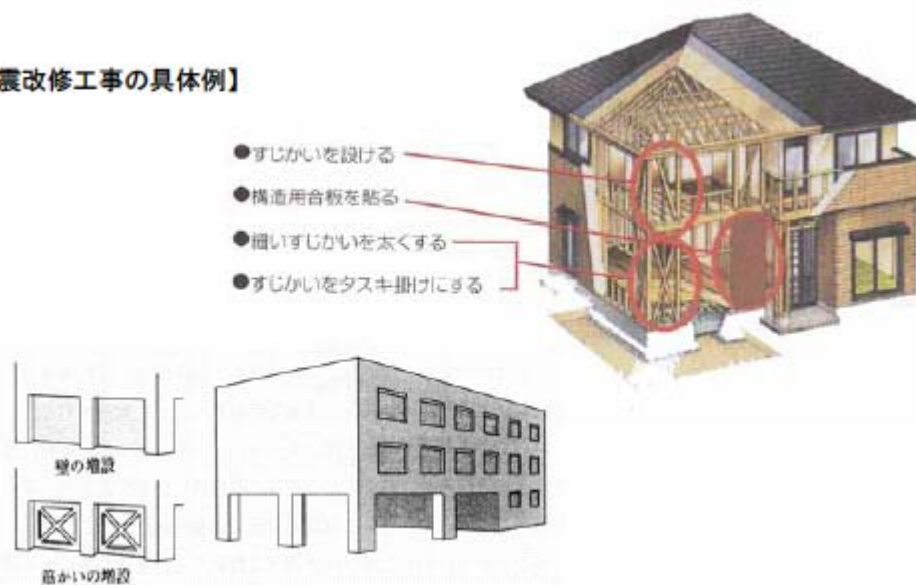
地震保険が被災にあった場合の生活の安定に寄与することを啓発します。

・住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する住宅性能評価書を取得すると、地震保険料の割引を受けることができ、評価された耐震性能の等級に応じ、10～30%の保険料割引を受けること

ができます。

- ・建物が耐震診断または耐震改修の結果、耐震性能を有することが確認できた場合や昭和56年6月以後に新築されたものである場合は、10%の保険料割引を受けることができます。
- ・加入を促進するための施策として、平成19年1月より「地震保険料控除制度」が創設され、所得税及び住民税の総所得金額等から控除できます。

#### 【耐震改修工事の具体例】



### (3) 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物は、災害時に学校は避難場所等として、病院は災害による負傷者の治療する場所として、庁舎では被害情報収集や災害対策等が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、公共建築物の耐震化を速やかに進める必要があります。

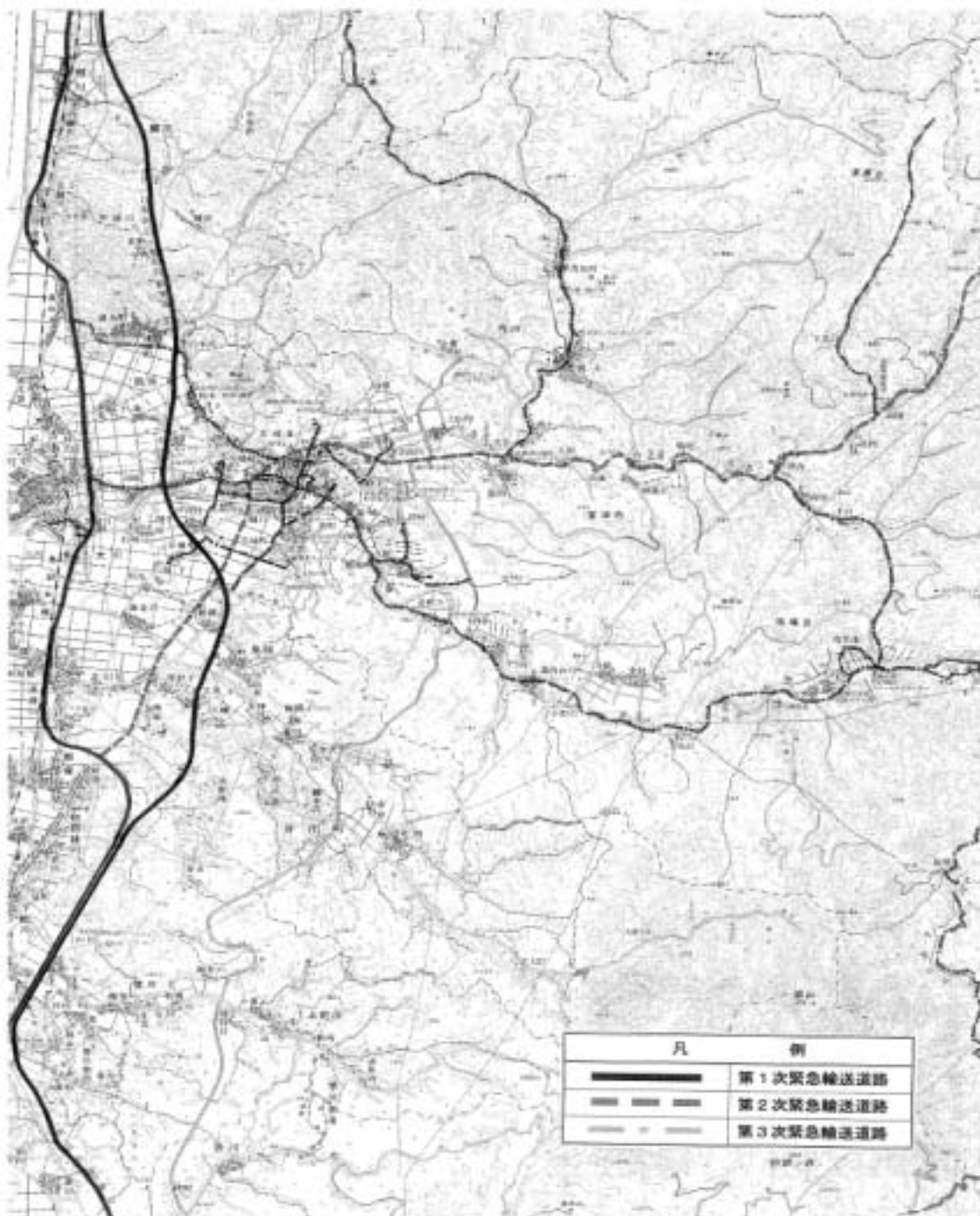
このことから、被災時の影響が大きい建築物である町所有特定建築物の耐震診断および耐震改修を速やかに行う必要があり、平成27年度までに計画的にすべて耐震化が図れるよう進めます。

なお、特定建築物以外の町所有建築物についても、平常時の利用者の安全確保、ならびに災害時には避難、救護等の防災拠点施設といった用途等になりうることを考慮し、耐震診断の実施に努め、必要に応じて耐震改修等を実施するなどの耐震化を図ります。

### (4) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

建築物が地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路の通行や多数の者の円滑な避難および避難者への緊急物資の輸送等の妨げとなることが考えられます。そのため、町防災計画で指定する、災害時における緊急輸送を確保するための道路(以下「緊急輸送道路」という。)を、耐震改修促進法に基づく「地震時に通行を確保すべき道路(緊急輸送道路)」として、町促進計画の中で位置付けします。

#### 4 - 2 緊急輸送道路指定路線図



町防災計画で指定する第一次緊急輸送道路は、災害時に拠点となる県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港と幹線道路施設(以下「第一次防災拠点施設」という)を連絡する道路であり、災害時における円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への救難物資の輸送等の観点から、特に重要な緊急輸送路として位置付けられています。

第二次緊急輸送道路は、第一次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路として位置付けられています。

第三次緊急輸送道路は、第1次及び第2次輸送道路と防災拠点を相互に連絡する道路として位置付けられています。

## (5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

優先的に耐震化に着手すべき建築物として、以下(ア)及び(イ)の建築物を設定します。

(ア) 町内の防災拠点施設と避難施設(以下「避難施設等」という。)は、災害時に重要な機能を果たす建築物として、早期に耐震化を図るよう努めます。

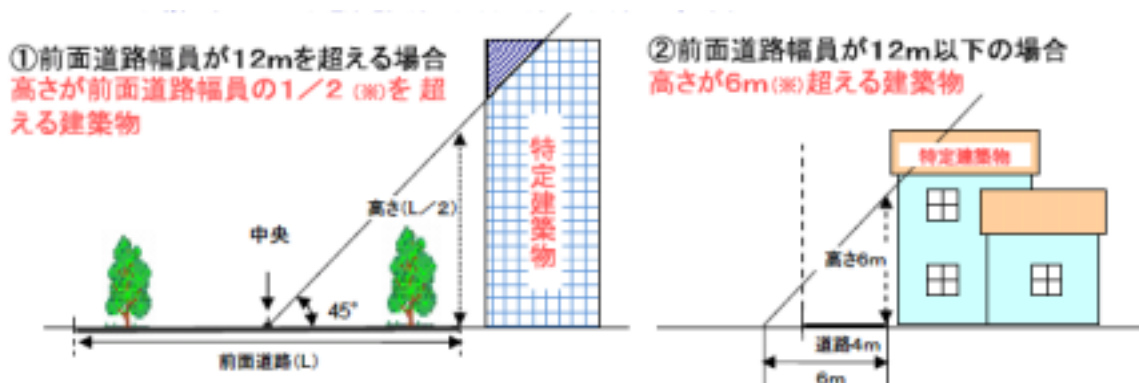
防災拠点施設 1箇所

町防災計画(平成21年3月末現在)で指定した避難施設

- ・小学校 4箇所
- ・中学校 1箇所
- ・その他 18箇所

(イ) 前面道路の幅員に対し一定の高さを有する緊急輸送道路の沿道の建築物(図4-3)は、耐震改修促進法第6条第3号に規定する特定建築物(以下「地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物」という。)として、耐震化の促進を図ります。

図4-3 前面道路の幅員に対し一定の高さを有する緊急輸送道路の沿道の建築物



平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震の道路閉塞状況

(吉嶺充俊氏 地震被害写真集 (首都大学東京土質研究室 2001 - 2007)より)

## 5. 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及

### (1) 地震防災マップの作成・公表

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題・地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むためには、発生のおそれがある地震の概要と、地震による危険性の程度等を記載した地図(以下「地震防災マップ」という。)の作成に努めます。

### (2) 相談体制の整備および情報提供の充実

本町では、今後、木造住宅に関する耐震診断・耐震改修に関する相談窓口を設置し、建築関係者及び建築関係団体との連携を図り、気軽に相談しやすい環境整備並びにPRに努めます。

### (3) 耐震診断および耐震改修の技術者の情報提供

住宅所有者が住宅の耐震診断・耐震改修を実施するには、技術的知見を有する建築士や建築事業者が身近にいることが、住宅の耐震化を実施する契機となり得ます。

秋田県では、建築関係団体と連携し、耐震診断・耐震改修技術者の育成・技術力向上のための講習会を開催し、受講した建築士や建築事業者の登録名簿を作成しています。

本町では、登録名簿を相談窓口やホームページで情報提供をすることで、住宅所有者が安心して耐震診断・耐震改修を行える体制を整備します。

### (4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅所有者が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっております。

秋田県では、建築関係団体と連携し、住宅所有者向けにリフォームセミナーを開催しています。

当町では、「消費者が安心できる適切なリフォームの推進に向けた取り組み等について」を受けて、相談窓口を設置するとともに、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」の周知に努めます。

リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と併せて耐震改修を実施することで得られる費用面でのメリットなどの情報提供をより充実させます。

また、悪質なリフォーム工事詐欺被害者等の対策として、「消費生活出前口座」などの相談体制や情報提供を強化します。

### (5) 家具等の転倒防止策の推進

阪神・淡路大震災における犠牲者の多くが家具の下敷きになるなど、自宅内での死傷していることから、安全な避難経路を確保するためにも、家具等を固定することは、非常に需要でありますので、町広報などを利用しPRに努めます。

## (6) 町内会等との連携策・取り組み支援

個々の住宅の耐震化が進んでも、周辺の住宅の耐震化が遅れている場合は、地震発生時にその地域全体が被災すると考えられます。地域の人々が「生活の場はみんなで守る」という考え方が重要であり、町内会等での地震防災対策に取り組むことが重要です。地域での取り組みは、地震発生などいざというときに効果的であるばかりでなく、平時においても、地域における危険箇所の改善や地域全体での耐震化などの取り組み効果があります。

当町では、こうした取り組みが行われるよう啓発し、またその活動を積極的に支援する自主防災組織の整備に努めます。また、積雪期の地震対策の取り組みとして、自主防災組織や小学校と連携して冬期の避難訓練を実施します。

## 6. その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

### (1) 建築関係団体による協議会の設置

建築関係団体等との連携を図り、当町促進計画の目標を達成するための施策および取り組みに関する情報交換等の場として、「(仮称)五城目町住宅・建築物耐震改修促進協議会」を設置(以下「促進協議会」という。)し、住宅・建築物の耐震化を促進します。

### (2) その他

#### 応急危険度判定士の受け入れ環境の整備

地震により建築物および宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要になった場合は、判定実施本部等を設置し、不足する応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等の必要な措置を講じます。

#### 積雪期における迅速な災害対策の立上げ方策の検討

本町では、積雪期に道路除排雪について、各関係機関との連携がとられておることから、これを地震発生時に有効活用することについて検討します。

#### 進捗状況の検証等

町促進計画は、原則として3年ごとに進捗状況を検証し、必要に応じて変更します。

また、本町促進計画を実施するにあたり必要な事項は、別途定めます。

# 資 料 編

1. 耐震性能と判定基準	_____	i
2. 関係法律等		
(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律	_____	iii
(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	—	vi
3. 地震保険制度	_____	xi

## 1. 耐震性能と耐震指標

平成56年に改正された現在の耐震基準では、地震時に必要な「保有水平耐力(建物が地震による水平方向の力に対して対応する強さ)」を建物が保有しているかを検討するように規定しています。

一方、昭和56年以前の旧基準の建物は、設計方法が現在と異なるため、現在と同様な「保有水平耐力」に基づく方法で耐震性の検討を行うことができないため、建物の強度や粘りに加え、その形状(SD)や経年状況(T)を考慮した耐震指標:  $I_s$  値を計算します。

耐震改修促進法等では耐震指標の判定基準を0.6以上としており、それ以下の建物については耐震補強の必要性があると判断されます。また、旧建設省の告示(平成7年12月25日第2089号)による保有水平耐力( $q$ 値)の指標として1.0以上が必要とされております。

木造建築物については、国土交通省住宅局監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」により、総合評点が1.5以上とされております。

表 - 1 耐震性能と判定基準

耐震性能	構造	旧基準の建物の判定基準
耐震性能が優れている建物。 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	W	総合評点 1.5
耐震性能が良い建物。 倒壊の危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。	RC・S・ SRC・CB	$I_s$ 0.6 かつ $q$ 1.0
	W	1.0 総合評価 < 1.5
震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される。	RC・S・ SRC・CB	0.3 $I_s$ < 0.6 かつ 0.5 $q$ < 1.0
	W	0.7 総合評価 < 1.0
耐震性能が劣る建物。倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。	RC・S・ SRC・CB	$I_s$ < 0.3 かつ $q$ < 0.5
	W	総合評価 < 0.7

上記判定基準は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び「木造住宅の耐震診断と補強方法」による

表 - 2 用語解説

指標値等	
耐震性能	建築物の保有する地震に抵抗する能力
構造耐震指標 ( $I_s$ )	建築物が保有する耐力を表わす指標 ( $I_s = E_o \times SD \times T$ )
保有性能基本指標 ( $E_o$ )	部材の地震力に耐えられる耐力と受け流せる粘りから求める指標
形状指標 ( $SD$ )	建物の平面形や断面形、重量のバランスなどによる補正係数
経年指標 ( $T$ )	建物のひび割れ、変形、老朽化などの経年劣化による補正係数
構造耐震判定指標 ( $I_{so}$ )	耐震安全性を判定する指標 $I_s$ (構造耐震指数) と比較する値であり、さらに強度設計の際の目標値となる。 $I_s \geq I_{so}$ であれば「安全(想定される地震動に対して所要の耐震性を確保している)」となる。
保有水平耐力に係る 指数 ( $q$ )	骨組みとしての水平強度 (建物が地震による水平方向の力に対して対応する強さ)
建築物の構造	
RC	鉄筋コンクリート造 (鉄筋コンクリート造の中には、特殊な構造として、壁式鉄筋コンクリート造(WRC)と壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造(WPC)がある。)
S	鉄骨造(軽量鉄骨を使用する場合は軽量鉄骨造(LS)とする。)
SRC	鉄骨鉄筋コンクリート造
CB	コンクリートブロック造
W	木造

## 2. 関係法律等

### (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号)(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

(基本方針)

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

(2)建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

(3)建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

(4)建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

(5)次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建

### 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(2)当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

(3)建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

(4)建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

(5)その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

(1)建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項

(2)特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第10条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

(3)前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体(地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)第4条第2項に

規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。)の長の同意を得なければならない。

- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前3項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(特定建築物の所有者の努力)

第6条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(第8条において「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの(以下「特定建築物」という。)の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- (1)学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- (2)火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- (3)地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第7条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- (1)病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- (2)小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
- (3)前条第二号に掲げる建築物である特定建築物

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年12月22日政令第429号)(抜粋)

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第6条第1項第4号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第2条第3項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の3第1項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第2号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

(1)延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。)が一万平方メートルを超える建築物

(2)その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第51条(同法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(多数の者が利用する特定建築物の要件)

第2条 法第6条第1号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

(1)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

(2)診療所

- (3)映画館又は演芸場
- (4)公会堂
- (5)卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- (6)ホテル又は旅館
- (7)賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿
- (8)老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- (9)老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- (10)博物館、美術館又は図書館
- (11)遊技場
- (12)公衆浴場
- (13)飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- (14)理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- (15)工場
- (16)車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- (17)自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- (18)郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1)幼稚園又は保育所 階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの
- (2)小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
- (3)学校(幼稚園及び小学校等を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
- (4)体育館 床面積の合計が千平方メートルのもの  
(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件)

第3条 法第6条第2号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする

- (1)消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物(石油類を除く。)
- (2)危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類又は同表備考第8号に規定する可燃性液体類
- (3)マッチ
- (4)可燃性のガス(次号及び第6号に掲げるものを除く。)
- (5)圧縮ガス
- (6)液化ガス

(7)毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)

2 法第6条第2号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第6号及び第7号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。)とする。

(1)火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

(2)消防法第2条第7項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数

(3)危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類 三十トン

(4)危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

(5)マッチ 三百マッチトン

(6)可燃性のガス(次号及び第8号に掲げるものを除く。) 二万立方メートル

(7)圧縮ガス 二十万立方メートル

(8)液化ガス 二千トン

(9)毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。) 二十トン

(10)毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。) 二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

(多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件)

第4条 法第6条第3号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

(1)12メートル以下の場合6メートル

(2)12メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離  
(所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件)

第5条 法第7条第2項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- (2)病院又は診療所
- (3)劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- (4)集会場又は公会堂
- (5)展示場
- (6)百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- (7)ホテル又は旅館
- (8)老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- (9)博物館、美術館又は図書館
- (10)遊技場
- (11)公衆浴場
- (12)飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- (13)理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- (14)車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- (15)自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- (16)郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- (17)幼稚園又は小学校等
- (18)老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- (19)法第7条第2項第3号に掲げる特定建築物

2 法第7条第2項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1)前項第1号から第16号まで又は第18号に掲げる特定建築物(保育所を除く。) 床面積の合計が二千平方メートルのもの
- (2)幼稚園又は保育所 床面積の合計が七百五十平方メートルのもの
- (3)小学校等 床面積の合計が千五百平方メートルのもの
- (4)前項第19号に掲げる特定建築物 床面積の合計が五百平方メートルのもの

(報告及び立入検査)

第6条 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び

耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、その職員に、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第7条 法第14条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条第3項第2号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第4号の施設である建築物とする。

### 3.地震保険制度

#### (1)地震保険の概要

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流失による損害を補償する地震災害専用の保険であり、民間保険会社が負う地震保険責任を国が再保険し、管理・運用のほか、民間のみでは対応できない巨大地震発生の際には、再保険金の支払を行うために地震再保険特別会計において経理するものです。

当該保険は、火災保険に附帯する方法での契約となっており、火災保険への加入が前提となります。なお、途中からの加入もできます。

#### (2)地震保険の補償内容

居住用の建物および家財(生活動産)。なお、住居として使用されない建物、1個又は1組の価格が30万円を越える貴金属類・骨董、有価証券等、自動車等は対象外となります。

火災保険の保険金額の30%～50%の範囲内で地震保険の保険料を決めることが可能です。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度です。

#### (3)保険金の支払

保険の対象である建物または家財が全損、半損、または一部損となったときに支払われます。

表 - 1 保険金の支払基準

	建物・家財
全 損	契約金額の100%(時価が限度)
半 損	契約金額の 50%(時価の50%が限度)
一部損	契約金額の 5%(時価の 5%が限度)

表 - 2 全損、半損、一部損の基準

<建物>

	基 準
全 損	地震等により損害を受け、主要構造部(土台、柱、壁、屋根等)の損害額が、時価の50%以上である損害、または焼失もしくは流失した部分床面積が、その建物の延床面積の70%以上である損害
半 損	地震等により損害を受け、主要構造部(土台、柱、壁、屋根等)の損害額が、時価の20%以上50%未満である損害、または焼失もしくは流失した部分床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満である損害

一部損	地震等により損害を受け、主要構造部(土台、柱、壁、屋根等)の損害額が、時価の3%以上20%未満である損害、または建物が床下浸水もしくは地盤面より45cmをこえる浸水を受けた損害が生じた場合で、全損・半損に至らないとき
-----	--

<家財>

基 準	
全 損	地震等により損害を受け、損害額がその家財の時価の80%以上である損害
半 損	地震等により損害を受け、損害額がその家財の時価の30%以上80%未満である損害
一部損	地震等により損害を受け、損害額がその家財の時価の10%以上30%未満である損害

#### (4)割引制度

割引制度として、「建築年割引」と「耐震等級割引」、「免震建築物割引」、「耐震診断割引」の4種類が設けられており、建築年または耐震性能により10%～30%の割引が適用されます。

表 - 3

割引制度	割引の説明	保険料の割引率	
建築年割引 (契約開始日が平成 13 年 10 月 1 日以降)	対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%	
耐震等級割引 (契約開始日が平成 13 年 10 月 1 日以降)	対象建物が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級等(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級1	10%
		耐震等級2	20%
		耐震等級3	30%
免震建築物割引 (契約開始日が平成 19 年 10 月 1 日以降)	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	30%	
耐震診断割引 (契約開始日が平成 19 年 10 月 1 日以降)	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法(昭和56年6月1日)における耐震基準を満たす場合	10%	

#### (5)地震保険料所得控除制度

平成19年1月より、地震災害による損失への備えに係る国民の自助努力を支援するため、従来の損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。これにより、所得税が最高5万円、住民税が最高2万5千円を総所得金額等から控除できます。

参考文献

吉 嶺 充 俊 地 震 被 害 写 真 集

<http://geot.civil.metro-u.ac.jp/archives/eq/index-j.html>

首都大学東京 土質研究室 2001-2007

〒018-1792 五城目町西磯ノ目一丁目1-1

五城目町建設課

電話 018-852-5252

FAX 018-852-5368

E-mail: kensetu@town.gojome.akita.jp